五 調査部 六 共済部

各部細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 組合員

第六条 本組合員タラントスル者ハ理事ノ様式ニ従ヒ入会金及ビ一ヶ月ノ組合費ヲ添ヘ最寄支部ニ申込ムベシ

第七条 本組合ハ前条ノ申込ミヲ受ケ組合員徽章ヲ交付シ組合員ニ非ズト云フ者ハ其理由ヲ明記シ組合員名簿ニ登録ス

第八条 本組合員ニシテ退会セントスル者ハ其理由ヲ附シ組合員徽章ヲ添ヘ所属支部ニ届出ヅベシ

第九条 本組合員ニシテ本組合ノ様式ニ反シタル行為アリタルトキハ又ハ故ナク組合費二ヶ月分以上ヲ滞納シタルトキハ所属支部ノ決議ニヨリ除名又ハ退会ヲ命ズルコトアルベシ

第四章 機関

第十条 本組合本部ノ会議ヲ左ノ二種トス